

資料1

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第4回会議（概要）について

1 日 時 平成21年2月2日（月）13：00～15：00

2 会 場 府公館 第5会議室

3 出席者 高木光委員（座長）、上村多恵子委員、丘眞奈美委員、佐藤満委員、土山希美枝委員、中山泰委員、吉田秀子委員
高嶋政策企画部長、井上企画監、山田政策企画部副部長ほか

4 主な議論テーマ及び発言要旨

（議論テーマ）○第1回～第3回会議の議論を踏まえ

（1）京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例の必要性や目的、意義・効果の整理

（発言要旨）

（上村委員）

- 今まで抽象的なイメージが強かったが、ようやく具体化してきているという印象を持った。先日の知事の講演でも、地域主権を進めて人・間中心でやらないと、画一的な政策では地域の実情にそぐわないということを聴き、府民視点で進めていくことの必要性がこの条例の基本にあるのだという意識が強くなった。

（丘委員）

- この検討委員会が昨夏に検討を始めた以降でも、大きく世界の情勢が変わっている。例えば、環境や教育が今、クローズアップされているが、行政や自治を進めていく上での京都らしさといったことも、具体的な事例を考える中から、そこに通じる理念に返っていくようなことが考えられると思う。

（佐藤委員）

- 背景に地方分権の進展があり、課題へ対応する責任も地域に下りてきている状況があつて、対策を自分たちでつくっていかなければならないという過程で、それに共通する上位の部分の理念的なものを条例としてまとめるという方向なのだと思う。
- その元になる、委員会の議論でのアウトプットとしては着地点の方向が見えてきたという印象だ。これから府民と対話して、具体的な課題などの議論をしながら、また、各市町村が財政的にも、高齢化など人口の面でも厳しい状況にある中で、府がどういった協力ができるかというところから、具体的な方向性に結びつけていく作業を進めていくことになると思う。

（吉田委員）

- NPO等との関係を示す必要性について、この表現に限れば、行政に接点のある、組織を持つNPOとの間では既にやっていることの確認になってしまふ。組織もないところから活動を立ち上げているようなNPOなどとの関わりのあり方を位置づけるには、これでは方向性が見えず、必要性が感じられないという印象を受ける。

- ・ この方向でいくということはわかっているが、もう少し何かを加えて行かなければ、多くの地道な活動をしている府民には身近に感じられず、理解も得られないのではないか。
- ・ そういう点でも、やはり自治の基本条例として位置づけることが必要だという思いがある。

(土山委員)

- ・ 条例の必要性より、意義・効果の面がやや抽象的な表現になっているように感じられる。未だ、この条例によってどうなっていくのかというところが具体に見えていない。
- ・ 具体的なものから逆に示していくことが大切。こういう課題をどうしていくために条例をつくるのか、具体的に何が変わるとか、条例がどのような礎になって、こう結実するのだというのを見せていくことが必要になるのだろう。
- ・ 個人的な見解としては、社会の変動がある中で、住民の自治のあり方までを規定するのは困難でないかという思いが強い。行政が住民活動の自由な領域まで踏み込んでいくのかというところがある。基本条例とは、社会の動きに対して、住民の活動を尊重しつつ、それを補完する形でどう、きちんと対処するのかといった行政の基本としてのものという性格が大きいのではないか。

(高木座長)

- ・ 府民の立場から基本条例の規定を考えるとき、本来自由な、市民のあり方についてまで規定するのかという疑義は当然ある。意思のある府民がどう参画するのかというところまでではないのかということである。
- ・ 府域の住民のあり方まで規定するのではなく、どちらかといえば行政の基本の面が強いのではないか。行政に関わる者がこういう心がけで運営を進めますということで、あまり出しやばらない感じのものなのではないか。
- ・ その点からも住民の自主、自立的な活動の尊重や自己決定、自己責任についてはしっかり整理が必要だと考えるが、府が地域づくりを支援するという側面も現場では求められるのか。

(吉田委員)

- ・ NPOの当事者としては、府がNPO等を助ける、支援を行う存在であってほしいとは決して思っていない。参加できる仕組み、施策や取組を一緒につくっていくプロセスを持ちたいということ。
- ・ 行政に関わりのあるNPO等だけを対象に考えるのであれば、ここに整理してあることは全て何らかできていることになる。その限りでは、あくまで府や職員がどう対応しているかという視点からだけのものになってしまうと思う。

(土山委員)

- ・ 府民からみた場合に、行政にどう変わってほしいというところがその起点なのだと思う。例えば、審議会にしても、政策形成の過程の中で一定の参画が担保されているが、それは、行政とのつながりを比較的持っている立場の府民には意識されていても、その他の府民からは見えていない。もう一步進んだところでの参画のあり方が求められるのではないか。
- ・ 府が行うべき、府民生活や地域への支援の意味は、単なる助成という性格のものではない。一緒にやっていく効果、政策を決めるときにプロセスを共有することによるメリットといった視点でないかと思う。

(佐藤委員)

- ・ 行政基本条例にするのなら、今でもすぐつくることができるだろう。しかし、もっと関わりのある主体へ拡げていって、議会の姿勢や、地域からのボトムアップによる政策形成などの参画を促していくとするなら行政基本条例では困難だというところまでは認識ができる。

- ・ どういった方向へ進むのかを考える際に、地域の現場で関わる者が、相互に自治や地域のことを学びながら、どういう基本条例が必要かを合意していかなければならない。

(高木座長)

- ・ 先進例では住民が参加する責任を負うという条文もあるが、これについてはどうか。

(丘委員)

- ・ 住民が責任を負わなければならないのかという思いは確かにある。何もかも無責任であるのはいけないが。

(上村委員)

- ・ いわゆる受益と負担を念頭に置いた規定ではないかという印象を受けた。その住民それぞれの責務を等身大で示したものということで理解した。

(佐藤委員)

- ・ 誰が条例の作者であるかに帰する。自治体の基本を定めるだけの行政運営の基本条例であるなら、住民のことまで言われたくないという心情は理解できる。

(土山委員)

- ・ 将来、今の子どもたちが、こんな府にしてしまってこれまでの大人たちの責任はどうなるのだといった一般的な責任というもの、一方で、参加したい住民にとっては、こんな府政は望んでいないのに、そうなってしまったがその責任まで負うのかといった考え方もあるのではないか。

(佐藤委員)

- ・ 自治の主体としての大きな意味での住民の責務ということかと思うが、各論でもう少し深めて議論していくべきでないかと思う。

(高木座長)

- ・ 基本条例について先進例も未だ十分になく、倣うこともできないので、やはり具体的な課題から方向性を導いていくということは必要なのだとと思われる。

(佐藤委員)

- ・ ビジョンの検討過程で現れてくる課題などからも、何が足らないのかといったものを考え、抽象的でない具体的な事例から、あるべき方向を示していくことではないか。

(高木座長)

- ・ 具体的な事例をケーススタディにして、行政や住民のあり方といったものを考えてみるともあるのかも知れない。身近な事例を参照しながら、検討を進めることも考えてみたい。

(議論テーマ) ○第1回～第3回会議の議論を踏まえ

(2) 京都府の行政運営の基本理念・原則等のあり方

(発言要旨)

(上村委員)

- ・ 地方分権の進度が、予想より早いスピードで進むこともあると思われる中、府だけでなく、もっと大きな枠組みさえも不透明になっている。

- ・ 理念や原則の独自性も必要だが、先ず、不透明な中で基本となるものを条例として押さえおくことが必要。不要論を突破して説明し切るくらいの姿勢で臨まなければならない。
- ・ あわせて、今後の動向に応じて条例も見直していく柔軟性を持っていければよいと思う。

(丘委員)

- ・ 時代の要請という点では、会津若松市や上越市では食料・農業・農村基本条例をつくっていて、これは将来の食糧危機に対応するという目的を持っている。府でも、今の時流に対応した、今までにない社会の変化に対処したものを見直していく必要があるのではないか。

(佐藤委員)

- ・ 分権が進む中で受け皿となる側の対応が必要だということはあるだろうが、大急ぎでつくるということだけでなく、受け皿としての府民の心構えをどうするかという点も必要。特定の政策で特徴を持たせる形もあるだろうし、一般の基本の中で京都の方向を示すこともあると思う。
- ・ その対応については、府民の皆さんと話していく中で、方向を決めていくことになるのだろう。

(吉田委員)

- ・ 新しい公共の構築といった考え方には、NPOとしては大変期待したいところだと思う。この考え方について思うところは、府民と京都府とが一緒に、今に生きて、働き、市町村と共に次世代に継いでいくような、そういった京都府をつくる基本になるものという印象だ。
- ・ 条例の不要論は越えて、規定することを目指していきたいという思いがある。

(土山委員)

- ・ 新しい公共という考え方には、行政と住民の関係を変えていくメッセージ性のあるものであると思う。変わらなければ、どう変わっていくのかといった期待感もそこに盛り込んでいくものであると思う。
- ・ 地方分権が進展する中、府はこういう部分をやりますということ。南北の地勢、政令市の存在、各地域の事情に応じて広域自治体としてどういう役割を担っていくかという、基本を示していくものだと考える。それ自体が京都らしさにも通じるのかなという印象だ。

(高木座長)

- ・ 新しい公共の考え方として、先ず自分が行う「自助」は分かるが、「互助」となると、本来、自分でできないことは、応分の負担をして行政にやってもらうことが許されていることとの関係が引っかかる。住民に先ずやってもらうと行政側が決めて、投げ返してしまってよいのかと。

(佐藤委員)

- ・ 府の地域力再生のイメージの強い表現であるが、ソーシャルキャピタルを大切にしていく中で、行政の責任放棄にはならないよう、丁寧に議論しておく必要がある。

(中山委員)

- ・ 基礎自治体と広域自治体との関係にしても、安易な規定では、今までできていなかったことと否定的に捉えられることもあり、全体の文脈の中で、表現に留意する必要があると思う。
- ・ また、昨今のように、失業など社会的な弱者が増える状況の中で、自助のみを強調すると、突き放す印象を与えないとも限らない。行政が安易に住民の自主性に頼ってしまってはいけないというところは必要。

(佐藤委員)

- ・ 民間の活動に、行政がどのように関わるのかという基本のところで、しっかり検討が必要なところである。

(土山委員)

- ・ 行政ができないということではなく、様々な地域の課題に対していくために、自治体が責任を持つ部分はどこであるかを示すものだと思う。住民の自由な領域には踏み込まない、行政がやれるところとやらないところを棲み分ける。府はこういうところをやる、そのエリア、部分を示すという方向だと思う。

(中山委員)

- ・ 住民が行うことができる環境を、行政は整えて行きましょうということだと思う。少し引いた形で行政の役割を示しながら、接点を持っていくというやり方はあるのではないか。

(丘委員)

- ・ 自ら行うという突き放した感じにするのではなくて、その前が大切で、その発想をうまく活用するといった歩み寄りがいるのでは。それは、時代のニーズにも沿った暮らしや文化にも通じることがあり、そこから京都らしさも現れてくるのではないか。

(土山委員)

- ・ 南北の地勢、政令市の存在、地域の課題などを踏まえていけば、府の独自性を反映した基本となるものが出てくるのではないか。

(佐藤委員)

- ・ 京都の暮らしぶりが丹後に影響しているところもあるだろうし、反対に丹後、丹波があつて京都の暮らしが成り立っているという仕組みもある。

(中山委員)

- ・ 各主体間の役割分担であり、人・間中心の絆であり、その背景になる京都の歴史・文化であり、それらの共通したイメージを「和」というもので表現していけるのではないか。府域の南北の地域性を越えた一体感にも通じるのではないかと考えている。

(議論テーマ) ○「明日の京都」検討にあたって府民の参画と意見聴取を進める取組について

(発言要旨)

(特になし)

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第4回会議 議事録（案）

平成21年2月2日（月）
府公館 第5会議室

森下企画総務課長 早速ですが、本日の議事に入らせていただきます。設置要綱によりまして、進行につきましては高木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

高木座長 それでは、本日は第4回ということですが、1回目は8月に開催いたしまして、基本条例の目的、必要性等について議論いたしました。それから第2回ですが、6月26日に開催いたしまして、府民が府の行政にどういうイメージを持っているか、あるいは基本条例はなぜ必要かということについて議論をし、第3回は、昨年の12月1日に開きまして、哲学なり理念について御意見をちょうだいしたところであります。

本年度はあと1回、5回目を予定しております、初年度としては5回開催するということになります。この5回でいわば総論的な議論を整理するということで、事務局のほうで資料、論点経過を用意していただいたということになります。本日は1回から3回の議論を踏まえて整理をする。(1)ですけれども、条例の必要性等について整理する、これが重点になろうかと思います。時間が許しましたら、(2)の基本理念・原則等のあり方についても議論を進めるということですが、これは第5回に送ってもよいということですね。

森下企画総務課長 (2)はこれまでの議論を整理してまとめていますので、現時点で御確認いただきたいのと、あとさらにつけ加えるところとか修正等がありましたら御意見を賜りたいと思いますので、できましたらそこまで。

高木座長 次回はまたさらに議論すべき議題があるということですか。

森下企画総務課長 また次の議論を考えております。

高木座長 分かりました。なるべく(1)(2)まで行けるようにということですので、頑張りたいと思います。それから②ですけれども、ビジョン懇との連動もございますので、そちらについても若干お時間をいただくということにしたいと思います。

それでは、①の(1)、条例の必要性等についての論点を取り上げるということでございます。過去の議論ですと、果たして本当に必要なのかとかいうことで幅広の議論が出ておりますので、本日も特に意見を統一するということではなくて、どういう考え方があるかということを整理するということをして、それを踏まえて基本条例のアウトラインを定めていく、こういうことになろうかと思います。

それでは、まず資料について事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

森下企画総務課長 まず一番最初の論点でございますけれど、資料2に大きく3項目に分けて整理しております。まず、基本条例の必要性ということですが、この間議論を賜ったことを5点に整理をさせていただいております。議論の中で、基本条例は必要ではないかという御意見もございましたので、それにつきましては参考1に掲載しております。

概略申し上げますと、(1)としまして、地方分権の進展によりまして地方自治体の役割・責務が拡大してきたという中で、府行政におきましても、また府の自治におきましても、自主的・自立的な行政運営、自治の普遍的な方向性を明確にしておく必要があるのじゃな

いかということで1点目を整理しております。それから2点目としまして、住民起点の行政を進めるため、参画・協働、NPO等とのいろんな関係等が出ておりますので、府民と府との関係のあり方を指針として基本条例で示したらどうだろうということで御意見を賜りましたので、こういう表現で整理をしております。3番目、これも類似なんですかねでも、参画・協働の実効性を高めるためには、情報公開などこれまで個々に実施してきた取り組みを再度体系化して、見直し、整理をする必要がないかということで、その基本となるものは基本条例に置くべきじゃないかという必要性論を書いております。4番目でございます。地域の特性に応じた地方自治を進めるためには、やはり地域の独自性、また京都のアイデンティティーなんかを強く意識した行政運営、自治のあり方をこの際条例で示しておく必要があるのではないかということで必要性論として整理をしております。それから最後5番目でございます。府民全体が共有する基本ルールとして位置付けて、府の場合条例が一番基本となるものでございますので、そういうものを議会で議決いただいた条例として示す、条例という形が必要ではないかということで、おおむねこの5点ぐらいにこの間の議論等を整理しますと集約できるのではないかということでまとめております。

それから、続きまして条例には当然目的がございますので、必要性と目的は相通ずるところがあると思うんですけども、この間の議論を整理しますと8点ほどに、ちょっと整理が不十分でもうちょっとまとめられるのかなという気がしますけれども、まとめております。一つ目は、行政運営・自治を進める上で基本となる方向性を示す条例になるのかなと思っています。それから、府民の権利や責務、知事等の役割・責務を示すということで、他府県等を見ましたらそういう形になっておりますので、そういうものを示す条例であるべきではないか。それから3番目、二元代表としての知事と議会との関係のあるべき方向性を示すというのも一つのあり方なのかなと思っています。それから4番目、府民の自主的・自立的な地域づくりを尊重し、促進していく原則をやはり基本に示すべきではないかということの目的性。それから5番目、住民自治の充実に向け、住民の自己決定・自己責任に基づいて行政運営・自治を進めていく原則を示すことがあるのではないかと考えております。それから6番目でございます。府民だれもが望む形で府政に参加していくよう、制度や手続を体系化して明確にしていくことの目的。7番目、京都府の団体自治の方向性を示す。これは新しい分権の中にこういう明確なものを条例で示したらどうかなということの目的性。それから8番目、新しい公を担っていく行政、民間を初め多様な主体の関係をこの際基本の中で定めるべきではないかということで、その目的性を持たせたらどうかということで、この8点ということになっています。ただし、下のほうに括弧でそれぞれ※で書いておりますけれども、他府県の例でいきますと、北海道は行政基本条例になっていますので、行政側がどうあるべきかということの限定になっていますし、神奈川県は継続審議になっておりますけれども、自治基本条例ということで自治なりにかかるものはすべてのところを規定しておりますので、この目的も場合によったら最終的な形によって載せるものと載せないものという整理も出てくるのかなということで、若干※で付記しているという資料でございます。

それから、3点目でございます。4ページでございますけれども、条例を作ったらどういう効果というか、意味合いがあるのか、やはり議論する中で再度この時点で確認する必要があるかなということでこの間の論点を整理しております、6点ほどにまとめており

ます。一つは、まず策定を進めるプロセス、こういう大きな条例を作るプロセスというのは今まで経験しておりませんので、それを進める中で、府民の行政運営や自治への基本的な理解や意識が深められるのではないかというプロセス論で行政効果を考えております。それから2番目でございます。基本条例に沿って行政運営・自治にかかわる主体が取り組み、実践を進めるとともに、その内容を見直し、充実させていくプロセス、ここが条例に基づきましていろんなものの点検の基準になるという効果を期待できるのではないかということで整理しております。それから3番目、住民が合意した普遍的な基本の方向性に従って行政運営・自治を進めることができることで、これも同じように軸を定めるということの意味付けの効果があるんじゃないかなということでございます。これも類型によって変わってくるんですけれども、4番目、二元代表の知事と議会とが住民自治の方向性について明確にするということによって、府民の負託を高めるというような効果も期待できるのではないかということで整理しております。5ページでございます。5番目としまして、住民自治の政策形成や意思決定過程への参画を保障することによりまして、住民主体の行政なり自治に参画する意識を高めて、またその責任感が高められるという効果が期待できるのではないかということです。最後6番目でございます。府内の市町村や他の自治体、また国との関係のあり方を初めとしまして、地方公共団体としての運営・活動の方向性を明確にすることによりまして、より効果的で効率性のある施策やサービスの実現につながっていくのではないか、これも効果として期待できるんじゃないかなということで、6点を整理しております。

これにつきましては、これまでの議論を踏まえたものと、正副座長なり専門部会の先生とも御意見を交わしながら、現時点での素案的な整理ということでまとめたものでございます。

高木座長 ありがとうございました。それでは、整理をしていただいた資料について、まずお感じになったこと、私の議論とは違うとかいうことがありましたら、その点も含めて若干感想というか、簡単に各委員からお伺いして、その後で論点ごとに議論を深めていきたいと思います。それでは、上村委員からお願いできますでしょうか。

上村委員 条例の検討委員会の中でもう3回やってきておりますし、初めのうちは非常に抽象的な概念なのでなかなかピンと来なかつたんですけども、ようやく少し自分の中に落ちてきたなという気がいたします。実は先々週でしたか、たまたま山田知事が、別のテーマだったんですけども、地域主権の問題についての御講演されたんですけども、そのときに、一つの統一的な国の施策なり法律の中だと非常に地域の事情が違うといったことで、なかなか人間視点、知事がよく言われる「人・間中心」でいかないのだというのを具体的に例を挙げておっしゃっておられました。それは障害者40人に一つの器具を買っておられるとかいうのがあるんだけれども、大きな都市ならば40人の障害者がおられるけれども、人口の少ない何百人、何千人のところでは障害者の方が40人ということだとおられなかつたりするから、そういう均一的な福祉政策の中ではそぐわないことが多いんだということでした。そのときに何となく私は、そうか、今回もう一度京都府として条例を作つて、府民起点でもう一度いろいろな規則を作り直していく、その基になる基本理念と原則となる精神、哲学と条例のあり方ということなんだな。だから抽象的にならざるを得ないかもしれないけれども、着地点というか、要は最終的に今お聞きしました必要性と目的

もこれだけ読むと何かちょっと抽象的な感じはしますけれども、そういったことで一つ一つがつながっていくのだな。もう一度府民中心に作り替えていくということをやらない限りは、いろんな意味でそこがあり、現実にそぐわないことが多いのだということを変えていくための基となる考え方というふうにした場合には、こういうものがまず大きな理念として必要なのだということがやっと自分の中に落ちてきて、これをベースに施策ですとか、いろんなルールも含めてもう一度作り替えていけたらいいなと思います。

高木座長 ありがとうございます。それでは、丘委員。

丘委員 前回お休みさせていただいて、申し訳ありませんでした。前回の議事録を読ませていただきまして、先程上村委員がおっしゃった人間中心というのはかなり必要なことだと思うんですけれども、この委員会が始まったときから考えまして、非常にいろんな部分で、世界的な恐慌もあってごろっと変わってきたことも多いと思うんです。キーワード的に言いますと、環境問題であったり、不況であったり、教育問題という大きな3つの柱があるんですけども、先日ちょっと環境と景観等と結びつける委員会が発足しまして、それをするに当たっての意見書を作っていたのですけれども、例えばそういう一つ上から理念を作るというのは非常に大切なことではあるんですけども、現状そういうことが起こっている中でどうすればいいのかというところから、こうするためにこういう理念を作るという逆向きの考え方を要るのではないかなどふと感じました。例えば例を挙げましたら、京都らしさということと京都議定書を結び付けようというところから始まった委員会なんですけれども、そうすると何か具体的なものはないかということで、私どもは地域産材の委員会をやっていまして、京都の木が大分、北山杉とかがこういうことで山をめぐらしていくこうということでやっていまして、じゃ京都の町家を低酸素社会実現のためのハイブリッド住宅というような形でみなして、それを今まで景観でしたけれども、もう一つ環境に踏み込んでいこうという形での一つの作り方、その理念には低酸素社会の実現ということがあるのですけれども、逆にそういうふうに具体論をまず浮かべてから理念に行くという方法もあるのではないかなどふと思いました。

高木座長 ありがとうございました。佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 うれしいなと思います。具体論からいこうというのはずっと言っていたことかなと思います。大体がそもそもこういう漠とした条例を上から作ってもしょうがないと私はずっと言い続けてきましたけれども、ただおっしゃるように、分権は進みましたし、具体的な政策課題はどんどん下に下りてきていますし、こうやればいいんだという正解の政策がどこにもない中で、自分たちで作っていかないといけないという時代が来ましたから、これは結局のところ、人々に投げながら、ビジョンの委員会とも切り結びながら、どういう京都を作っていくのかという議論を進めながら、最終的に上ずみのところを条例にアウトプットして得られればいいのかなと私は思っています。その議論の中で、我々は漠然として条例の果たすべき、あるいは条例のアウトプットの中に盛られるべき漠とした話はこういうまとめ方かなというところになってきましたので、そろそろ着地点が見えてきたかなと思っています。これから次の議題でもお話しになると思いますけれども、実際の府民の皆さんといろんな話をしながら、我々はこういう具体的な課題についてこう考えて行きたいのだというお話を聞きながら、それをすくいとれるような条例案が煮詰めていければよいのではないかと思っているところです。

高木座長 具体的な課題として何かイメージはお持ちですか。

佐藤委員 それぞれの市町村がまちづくり上の課題をいっぱい抱えておられると思いますし、今日はたまたま北の町長、市長さんはまだ来られていませんけれども、ああいうところで具体的に、多分かなり財政的に厳しいところもありますし、それから人口が減り続けているという部分もございますので、そういうところでどういうまちづくりをしていくか、あるいは府として現場の人たちに対してどういう協力ができるのか。そういうところで課題をいただければ、我々が何を書くべきかというのも見えてくると思います。

高木座長 吉田委員。

吉田委員 私は必要性のほうの(2)を少し参考に見ているんですけども、今現在、広義のNPOの団体さんはたくさんあって、行政と常に事業をなさっているという団体さんがあって、そことお話しすると、京都府とはという話はそれなりになさるんですけども、私のほうのいつもかかわっているNPOとかの人たちは組織を持たない人たちです。0から3歳の在宅子育ての方々、フリーターの方々、それからハンディがある若者でも行政が決められた作業所になかなか合わなくて通うことができないので民間で小規模でやっている方々、体が弱くてフルタイムは働けない、でも何か働いていきたいとか、そういう大きな組織を持っていない人たちと常に接していますと、この文言は普段行政とつき合っている団体さんから見るとやっているとおっしゃいますね。これは既にできているとおっしゃる。そこにある種普段かかわっている組織を持たない人を対象にしているNPOとの協働とかいうことになると、さっきからこれはどういうふうに言葉を少し足せばそれが変わってくるのかなと思って、今あるのは皆さんこれはできているとおっしゃる団体です。多分それはここまで、3番目をもう少し、行政課題ではあるけれども、それを担う地域の大きな組織がないところに少し見直しというよりは、事業そのものがないですから見直しきないです。そういう組織を持っていない事業をしていくような団体を取り込めるようなものがなければ、私がここに今座っていること自体が多分今までにない、行政課題ではないところで動いているNPOだということも一つあるのかなと思って参加させていただいているんですけども、どういうふうに変えていいか分からんんですけども、必要性は一般市民に一番近い私からすると余り感じません。それから目的も、これは京都府さんだけでできることであろうかなと思います。ただ、意義・効果のところは、やはり(1)とか(2)とか、そういうところは今これがないので、社会的弱者に置かれると困るんですけども、社会的弱者に置かれている人をサポートするところにはたくさん届くけれども、弱者の立場に置かれているところは弱者に置かれっぱなしではダメですので、そんな人たちばかりじゃない、私たちが参画したり協働するようなものがなかなか目につかなくて、今までの議論は私はむしろ変えてほしいと思っています。京都が好きで京都に住んでいるわけで、京都府として先程言われた人と人との間にあるものを大切にする知事の発言は、本当にその間にあるのが私たちですから、そこを受けとめるようなものが要るし、それが形のない理念であっても、ぜひ条例に盛り込んでいただきたいと思っています。ただ、このままでは多分府民の方は余り身近に感じられないでしょう。多分手法としてはこれしかないのだと思うんですけども、この方向に決して反対しているとかじやなくて、この方向でいくということは了解しているんですけども、このままでは何かを足さなければ府民の理解は得られない。府民の理解が要らない基本条例であればそれはそれでよろし

いのかもしれませんけれども、せひとも自治条例のほうに盛り込んでいただきたいという希望でございますので、もう少し府民に近い言葉を。じや何を入れようと言われると、その言葉を持たなければだめなのですけれども、漠としておりますが、基本はこれで。

高木座長 そこは少しそれぞれのペーツを詰めていく段階でもう少し議論すると。それでは、土山委員。

土山委員 今まで各委員のお話を伺っていても、大体肝要なところは出していただいたと思いますけれども、少し私なりにそれを申し上げますと、まず必要性などについて随分固まってきたなというのが印象で、それはこの間の議論の成果であろうと思っております。ただ、基本条例の必要性で、それから基本条例の目的、それから意義・効果というふうになりますと、むしろ意義・効果のほうがやや抽象的になってきているのかな。それは逆に言いますと、ひょっとしたら必要性があって何かを作つて、それがどういうふうになるのだというところのどういうふうになるのだというところがまだなかなか見えない。逆に言えば、先ほど丘委員、佐藤委員が具体的なものから逆にというお話をされましたけれども、こういった必要性があつて、目的があつて、じやそれがどうなるのだということと、こういう課題があつて、それを解かなければいけないのでこういうことを作るのだということと、ところで、多分行つたり来たりの発想の段階に入ってきていて、それが見えないと、必要性もあつたし、目的もみんなそれなりにそうだなと思いながら作ったのだけれども、結局何が変わったのだろうというところが少しあいまいになるというおそれがあり得るのかなと思います。なので、それはやはりこの委員会なのか明日の京都のところなのか、それからもっと府民の皆さんや現場の課題を見ながらということになるのかもしれませんけれども、その意義・効果のところで、じや具体的に何が変わる、あるいは具体的には何を守る、どんな基礎になる。その基礎からどういう花が咲く、実がなるものなのだろうということを考えていくことが必要なのかなというふうに思いました。

もう一つは、ひょっとしたら吉田委員と少しイメージが違うのかもしれないと思ったのですが、一つには、例えば今回の経済危機のような社会的な大きな変動はなかなか我々は予測することができません。自治のあり方とかいろんな自治の動きなんていうのは、多分作り出していくというよりはその変動にどう対応していくかということが求められるのではないかと思います。そういうときに、自治のあり方みたいなものを書くことにちょっと私は怖さがあるんです。全体的な方法として政策を担う人たちが多様になってきていて、だからこそその多様な人たちと行政としてどういう関係を作っていくかということは書くべきだし、それは恐らく行政と市民や市民活動とのつき合い方を書いていくという部分になると思うんです。ただ、吉田委員がおっしゃられているように、いろんな市民が行政とつながることで効果のある活動もありますし、全く市民の自由な領域でされている活動もあると思うんです。それを全部自治条例として書くことができるか。社会的な構造とか、といった背景とか、市民の自由な領域についてどういう書きぶりをしたらいいのかなというのは、これは特に自治基本条例と言われるものを考えるときに私はいつも悩む部分なんですけれども、そこの難しさはあるなど。例えば目的の(4)のところで、自主・自立的な地域づくりを尊重し、促進していく原則を示す。これは恐らく基礎自治体になると地域自治区の話に具体的な制度としてはなっていったりするんですけども、それがうまくいっているかというと必ずしもそうでないところがある。

ちょっと横道にそれかけたので戻りますけれども、(4)のところで、他方で事業を縮小・縮減しようとしていく行政改革の方向もある。同時に促進していくという意味ではある意味で関与していくという方向性を書かれている。それは縮減しようとしているのか、増やそうとしているのか、それとも何らかの役割のもとにそれを整理しようとしているのかということが市民の自治の領域、市民の自由な領域と、自由な領域があることを守りつつその活動がどう活発に行われるようにするのかということの書きぶりなどはちょっと難しいなというふうに思いました。

ちょっと細かな話になっていったんですけども、社会の方向性といろんな変化を踏ました上で、それは恐らく自治条例の下に市民の自由な領域があつて、それを補完する形で行政があつてというような関係性を生き生きと書きつつ、じゃそこで府は何のために何をする役割を持つのかという部分で行政基本条例的な部分を書いていくことが必要になってくるのかな。それはここに必要性と目的とその意義がありますけれども、意義と必要性がつながるような具体的な部分を入れていくことは必要なのではないか。ひょっとするとその意味では、吉田委員が言われるより私は行政基本条例的な発想を持っていて、行政はどう変わるのだということに重心があるのかもしれません。

高木座長 最後の点ですけれども、今までずっと気になっていて、府民から出発するというときに、府民が私的な自由な人間として何を決めるかという話と、それから府民が府政にどうかかわるか、その切り分けができていない。これも全部そうなんですけれども、補完性の原理というのも自己決定から始まって高明に説明してあるんだけれども、大きな政府か小さな政府かについては口をつぐんだままで組み立てがなされていて、そこをお二人が的確に指摘されたんだと思うんですけれども、今回やろうとしているのは、京都府のエリアに住んでいる人々がどう生きるかということを別にここで決めようというわけではなくて、京都府の職員がどういう心がけで仕事をすべきかとのための条例を作ろうというふうに私は思っています。そこはこのままだとちょっとまずいといいますか、この基本条例を制定する目的ということで4番と5番とかあっさり書いてあるんだけれども、ここは避けて通れなくて、誤解がないようにきちんと整理して示せないといけない。踏み込んであれですけれども、お二人の感覚だと、市民の自由な領域は広く残して、余り府が出しゃばらないほうがいいという方向になるのでしょうか。それともそうじゃなくて、地域づくりのために府が支援するというものが必要だ、これはどちらなんでしょうか。

吉田委員 私はほとんど自立自前で小さくちよこちよこと活動していますが、府が支援するものというような感覚は持っていないです。ただ、府なりが何かを決めるときに参加できる仕組みがあるだろうとは思っています。それが必ずしも支援されるものとは全く思っておりません。

高木座長 むしろ組織を持っている人も持っていない人もそれぞれが参画できるような仕組みを工夫する、そういう感じになりますか。

吉田委員 その言葉で言うと、今はそういうふうにされているのです。関係団体さんの代表が来て、府に協働してされるということで、意図的に対象者であつたり、それを支える人であつたりする人たちと一緒に政策を作っていただく場も時には必要かなと思っております。見かけは今できていますけれども。

高木座長 それは意見を聞くとかそういうことが大事なのか、それとも結果といいます

か、一人ひとりのことに気配りをして政策を実現するということが大事なのか、これは。

吉田委員 政策をつくるプロセスで一緒にある程度までという意味です。

高木座長 一緒に取り組むことが大事。

吉田委員 それは今既にされているんです。でもそれにかかる人たちのところにはお声も全くかからない状態で、支援する人が行政と一緒にやっています。当事者団体の人たちが来るようなこともあるんですけども、府のレベルでそれは難しいかもしれません、今座長がおっしゃった府の職員がどういう心がけで仕事をするか、これであるならば、具体的に言葉に落とさないと、今ある言葉は全部あるべきと言われてしましますので、私たちみたいに普段余りかかわりを持たないところは全く関係のことになってしまいますね。

高木座長 いわゆる美辞麗句が並べてあってという感じですか。

吉田委員 そうですね。聞いた言葉がいっぱいある。ただ条例にするということの大切さは分かっています。だから、条例にするということの大切さでいくのであれば余り申し上げることはありませんけれども、府の職員さんがどういう心がけで仕事をするのかというところに落とすのであれば、やはり先程から言ったように少し具体的なところから。

高木座長 土山さん。

土山委員 先程ああいうふうな申し上げ方をしましたけれども、多分行政にこういうふうに変わってもらいたいなというところは吉田委員とそんなに離れていないと思うんです。例えば審議会なり何なりの政策形成のプロセスの中で、審議会のところに入られる部分にもう少し現場に近い声が入るとか、あるいは政策形成プロセスの前の段階でそれにかかわりのある人たちが今どういう課題を持っているかということを聞いてほしいとか、それは恐らく一定されているんだと思うんですね。一定されているんですけども、どこかでされているなんだけれどもその姿が見えなかつたり、例えばアンケートをとるときのアンケートの対象とか、つながりの近いところでされる部分の話が多かつたりとか、多分そういう政策を作っていくときにどういう人にどういうアイデアをもらいながらやっていったらいいのかという心構えとしてというか、おっしゃったように仕事の仕方につながるような。例えば年度で事業があるわけですね。大体今年この事業をやろう。そうすると、忙しい中で最後にどうも年度でとりあえずたばたとなってしまうということは残念ながらありますから、そうじゃない仕事の仕方とか、多分そういう部分にかかってくるので、それを基本条例にどう書くか、逆にそれはまた難しいんですけども、今参画に取り組んでいるかと言ったら、やっぱり府の多くの方が取り組んでいるとおっしゃると思いますし、その取り組み方も多分10年前よりは進んでいると言えると思います。でも取り組んでいるからよかったねということじゃなくて、そこからもう一步進めるところで何かもう少し踏み込んだ制度なり仕組みなりがないと、今やっているよね、こういう方向だよねというところに落ちてしまうというのがお話だったんじゃないかなと思うんです。

市民活動に対する支援の形というのは、おしなべて補助金なり何なりの制度を作って、わっといこうということでは多分ないと思うんですね。だから、現場のところでこれは行政と一緒にやつたらもう少しこの効果があるなとか、行政の人が政策を決めるときにそういう政策をやるのだったら言ってくれたらいいのになと、そのつながるといいんだけどもつながっていないという部分がつながるようにという言い方だと思うんですけど

も。あんまり具体的ではない話にどんどんなっていってしまうんですけれども、そういう展開が。

佐藤委員 結局ビジョンの懇話会とも総合計画を作るところとも切り離した形で条例の会議をここでやっているから、ある意味では森下さんはその辺を意識して例示してくれているんですけども、自治基本型の条例だと全部入れないといけないという感じなんだけれども、まず手っ取り早くは行政基本型はこの会議の中ではできるよねという話になっているんだと思うんですね。だけど、そろそろ外郭のNPO団体であるとか、あるいは議会であるとか、そういうところと自治体全体の基本的な方向性を決めないといけないとか、あるいは新しいボトムアップで政策を作っていく基礎自治体の、あるいは府が基礎自治体だというのは結構苦しいんですけども、府のところでどういうような原則を作らないといけないかという議論をしようと思うと、行政基本型では結構きついなという感じが皆さん共有の理解としてあると思うんですよね。そこでどういう方向に踏み出したらいいのかというのは、今吉田さんが言われたようなところで、漠とした抽象的なことを書いてもこれは確かにしようがないかもしれない。その意味では、現場でどのような困難があって、どういう新しい政策形成のパターンがあるのかというのを具体的に知らなければ実は書けないところがあるって、ということは、双方に学習し合うようなプロセスを進めていくことにこそ意義があるのであって、結果としてアウトプットで条例がついてくるのは構わないんですけども、条例を作ることを先に考える必要はないところまで議論は進んだかななどという感じは僕はしているんです。だから、ちょっと行政基本型から自治基本型へ行かねばならないというところの合意のある意味では持たないと議論を進めにくくなという感じが、僕は今のお話を聞いていたんですけどもね。

高木座長 議会との関係を抜きにはできない、これも議論の中で。

佐藤委員 特に吉田さんのところなんかは、NPOのところはまだこの射程に入っているんですけども、議会は今のところはこの会議の中では余り入っていませんので、そろそろ相互に議論しながら進めないといけない時期に入ったかなという気がしているんです。

高木座長 それと神奈川のほうは両方条例案ができ上がって、議会のほうが先に通ったということで、本体のほうも見込みとしては2月議会で。

森下企画総務課長 一応継続審議ですので、12月の次は2月議会ということなんですけれども、一応こちらで詳細をまた調査しようかなど、聞きに行こうと思っているんですけども、今聞いているのは、市町村との協議がなかなか十分にできていないのじゃないかなという疑問点が議論の中にあるというのが1点、それからあと、住民投票制度が条例に書かれているんですけども、具体的にどういうものを対象にしているのかなというところがまだこれから議論があるのじゃないかという点、2点は継続審議になった理由としてお聞きしておりますけれども、私どもも神奈川に出向きましたて調査しようと思っておりますので、またこの場で具体的な問題点とか状況等はお示ししたい、またここで説明したいと思っております。

高木座長 先走って恐縮ですけれども、この神奈川の自治基本条例案というのが資料の後ろのほうについていまして、第3条のところに「県民は、県政に参加する権利を有し、その責任を負う」という文言があるんですね。参加する権利を書くのはいいんだけども、

その責任を負うというのがどういうニュアンスなのかなということがかねがね気になっていまして、このあたりはいかがでしょうか。

吉田委員 県民の責務が盛んに並べて書いてあるんですけれども、本当に責任を負わなければならぬんでしょうか。一生懸命府政にかかわっていこうとする者が何か責務を負わなければならぬという考え方とは、要らんことを言うなというふうな感じにどうしてもとらえてしまって、ただ、無責任な行政批判だけのものはいけないというのはよく分かっていますけれども、私の周りも含めて、なかなか行政にきちんとお話ができるというのは非常に難しいこととして、京都府さんなりの事情を知らなければ話せないことを一方的に見も知らない人に攻撃をするというタイプの人人がたくさんいるんですけども、それを想定して責務と書かれると、何に対して責任を負うのか。

高木座長 これは古くは消費者保護の条例あたりから何かその手の精神規定が入ってきたというふうに印象を持っているんです。これは非常に漠然としていて、単に頼るだけではダメで、自立しなくてはいけないんだよという雰囲気で入ったような感じがするんですけどもね。

吉田委員 権利と書くとそうなんですね。

高木座長 古くは参政権は権利なのか義務でもあるのかとか、そういう古い議論が昔ありましたね。そういうのを引きずっているのかもしれませんね。

吉田委員 自治条例になるとここは書かざるを得ないんですかね。

高木座長 いや、その必要はないので、私は余りこの言葉は好きじゃないので。

吉田委員 権利はあり得るけどみたいな、あめとムチみたいなことですね。

高木座長 余りそこが表に出るのはよくないということで、条例はまさに住民が作るわけですから、知事とか議会とか職員の義務を書くというのが基本であるべきなのでと思っていますけれども。

上村委員 責務というのは恐らくこれから地方分権がどんな形になっていくか分かりませんけれども、受益と負担というようなことを一つ念頭に置きながら責務というようなことを入れてあるのではないかと思います。今の方向でいくと、もう少し受益と負担の関係に関して、財政健全化法ができていますから、そういう中でやはり分相応ないろんな府や市の財政のあり方というようなことと、うらはらなんだよということでないと、あれもこれもというわけにもいかない。一つの限定をしっかりと示していく流れとともに、この基本条例自体が、地方分権型の社会をどう作っていくかを考える中で各都道府県、市町村から出てきていると思います。その流れでいくと、やはり受益と負担の関係はある程度等身大で見ていくという意味の中でこの責務ということは多分書いてあるのだろうと思います。それが京都府としてもっと、明確にするのがいいかどうかは別としまして、他府県はそういう流れで読むのがいいのかなと思います。

高木座長 政策法務課長、いかがですか。

西川政策法務課長 地方自治法では、第10条第2項で「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定しており、今の御意見にあったとおりです。そのあたりまでは法律で書いてある。さらにそこのプラスアルファのところを何らかの形でこういうことを、その周辺のものを含めて何かを規定しようとしたのかなというように考えてい

るところなんです。

土山委員 「法律の定めるところにより」というのは、法律がなければそれはないということですか。

西川政策法務課長 法律、それから条例を含めて規定されるものについて義務が生じるということだと思います。

佐藤委員 だけど、だれが条例を作るかというか、だれが条例の作者かによるのだと思うんですね。府民の条例として作ったのだったら、別にそれにどう書いてあっても構わないということですね。だから、自治体のあり方を定めるということに限定したら、そんなことまで言われたくないという話になるんじゃないかな。

土山委員 そうすると、例えばそういうことはあり得ないんすけれども、さっき先生が精神規定だとおっしゃられたのであり得ないと思うんすけれども、子どもたちが20歳になったときに、こんな県政になっているのはそれを決めてきた人たちの責任だというふうに言うことがあり得ると思うんですね。

佐藤委員 革命権の根拠ですか。

土山委員 だから、責任とは何なのか。例えば参加したいと思った人が参加する権利を有するというところでその責任を負うということで、自分はそんなふうな県政になってほしくなかったのに今はこのようになっている。それについてなぜ自分が責任を負わなければいけないのだ。精神規定だからそういうことはないと思うんすけれどもね。

佐藤委員 民主主義の基本といえば基本ですよね。

高木座長 ただ、それは丘委員がおっしゃったように、環境倫理というのはまさに後の世代に対する義務があるという議論をしますから、確かに今までの権利を持っている人間は自分たちだけでやればいい、それ自体は考え直さなくちゃいけないのかもしれませんけれどもね。

土山委員 地方自治法に書いてある内容も責任を分任する、その費用に対して分担するというのは、ある意味では多く負担する人と多く受益する人がいて、それが等質かというとそうではなくて、それが分担するということだと思うんすけれども、責任についても権利についても、それがどこなのかというのは本当は書かなければいけないというか、ほかの法律の定めるところによりというのが一般責任という形ではないのじゃないか。

佐藤委員 その議論は恐らく第3条第3項までですね。課長の言われたのもそうですね。ただ、わざわざ第3条第1項に責任を負うと書いてあるからちょっと仰々しいんですよね。これはやめてしまってもいいのだと思うんすけれどもね。だけど、一般的な権利目的というか、府民の自治の主体としての府民のスタンスというのを宣言的に書きたいという気持ちがあったら、前文の中でこれと響き合わせながら3条本体に書くみたいな気持ちなのじゃないですかね、神奈川の起草者は。

土山委員 責任と義務と責務というのがこのあたりの条例では3つぐらい出てくるんですね。責任と義務と責務という言い方で、多分いろいろそういう違いもあるのだと思います。

佐藤委員 これは各論で議論しましょうか。

高木座長 それでは部分的にはいろいろ詰める必要があるにしても、大枠として必要性としてこの5つぐらいが考えられるということ、それから目的としてこの8つが考えられ

るというあたりは各委員ほぼよからうということをまとまつたかと思ひますが、意義・効果のほうはちょっとやってみないとわからないというのが正直なところで、こうあってほしいものとしてここに6つ上がっているということではないかと思います。これも都道府県レベルではこういうのを作ったところはなくて、先行事例に学ぶということもまだできていない状態なので何とも言えないといいますか、工夫して京都府だけがよりパフォーマンスを上げるということもなかなか難しいかもしませんが、いかがでしょうか、やはり具体的な課題をまず洗い出して、それとの関係で検証しないといけないということかと思います。

佐藤委員 結局は例えばビジョンの会議であるとか、議会がどう進められるかはちょっと考えないといけないと思いますけれども、あるいは我々が直接出かけていってというプランもありますので、いろいろなところで、要はまちづくりを実践されている方々との意見交換が大事で、従来のあり方だったら何が足らんのかという話を聞かないと、理念で何を書けばいいのかというが、我々はちょっと抽象的に走るところがありますので。

高木座長 そうしますと、次回か次々回ぐらいでケーススタディ的なことができるといいですかね。ちょっと事務局のほうで資料を集めさせていただけますか。最近の新聞ですと、舞鶴のほうで病院が大変なことになっているとか、そういう話がありましたね。例えばそういうものについてどういうことが考えられるか、そういうことを。

森下企画総務課長 とりあえず今日は3回までの議論を踏まえて、ちょっとまとめ方が抽象的だったかもしれません、とりあえずのまとめを一回してみようかなということで協議をお願いしているものです。具体論の話はまた逆に一方でありますので、一たんはまとめたとしても、また具体論の中で個々のケースごとにもうちょっと出すべきじゃないかという議論もありますので、事務局としては、行ったり来たりというところがあつて一つの方向性が出るかなと思っています。佐藤委員も言われましたように、府民の生の声というか、そういうのも聞いてみないと分からぬところもありますので、とりあえずのまとめを一たんして、それをもとにしてまた具体的に詰めていくことになるかと思います。

高木座長 森林をどうするかとか、テーマがあり得ますか。

森下企画総務課長 ちょっとまた具体的なものについてはまた御相談しながらということにさせていただきます。

高嶋政策企画部長 お手元に参考1という縦長の表がございます。先程まとめているものをもう少し細かくしたものですが、それの2ページをごらんいただきたいんですけれども、そこに基本条例についての不必要論というのを、ここでいただいた意見もありますし、事務局でこんな意見もあるだろうということもありますが、恐らくこういうことに対してきっちり説明ができるかどうかということにかかっているのだろうと思います。我々もこういうことを念頭に置いて、基本的にはそういう条例を作つていただきたいということで御意見をいただいていることもありますので、こういうことを我々も念頭に置いて具体的な例も出していきたいと思いますし、御議論もいただきたいなと思っております。いずれにしても、知事が第1回で申し上げましたように、憲法の第92条以下の3つしか条文がないということ、それから地方自治法も少ししか規定がない。地方自治の本旨とは何ぞやとか、極めてファジーな部分がありますので、我々に対する行政かくあるべきと

いうことも含めて、例えば情報公開でありますとか、府民参画でありますとか、それから別個先行して走っているようなもの、例えば環境とか文化財の保護とか、それから前回ご議論いただいたユニバーサルということはどうするかとか、いろんなテーマがありますので、ちょっとそういうテーマはまた御提示をしていきたいと思っております。ここに出てる意見は極めて簡単ですけれども、説明するのが難しいことだろう。だからそういうことをしっかりと説明していかなければいけないなと思っております。そういうことも御議論いただきたいなと思っております。

高木座長 ありがとうございました。それでは、(2)のほうに移りたいと思いますが、府の行政運営の基本理念・原則等のあり方、これについてもこれまで議論してきたものを事務局でまとめた資料がありますので、資料の説明をお願いいたします。

森下企画総務課長 論点の2番目なんですけれども、これも今御議論いただきましたものが色濃く反映すべきものでして、これは現時点で言葉としてまとめてみたらこんな感じかなと。最終的には条例という形を目指したいということがございますので、それをまた条例の条項の置き方に直すとこんなイメージができるかということで、とりあえず今現在を示したという形になります。これにつきましてもまた具体論とか今後議論する中で補強するとか、整理されるとかいうことになるかなと思っていますけれども、御参考までにということで、これに対して御意見がございましたら、またこれをもとにしまして議論を深めることにしたいと思います。

先例県等を見ますと、基本的には基本条例には前文というものが存在しております、この間の議論からすると、この3点プラス京都府の独自性ということで、人というところに着目したものができるのかなと。こういう3点プラス京都の独自性を加味ということで、前文はどこまでうたうのかという議論が一つあるかなと思っています。

それから、2番目の目的ですけれども、これは先程の目的と相通ずるものがありますけれども、第2条というか、条文の一番最初ぐらいにはこういう目的を書き込んでいくのかなというイメージが想定できます。中身をこれからまた詰めるかと思いますけれども、大体今の議論でいきますと8点ばかり上げられるのかなと思っています。

それから次のページでございます。基本理念でございます。これも条例の最終的な形、自治になるか行政になるか、またそれ以外なのかといろいろありますけれども、今のところの議論でいくと、こういう4点ばかりのところが理念として上げられるのかなというようなことになっています。

それから、基本原則というのも条例上ありますので、整理しますとこの5点ぐらいになるのかな。あとまた詳細、点々で書いてあるのは各委員の意見等を整理するとこんな形かなと思っております。

それから、最後のページでございまして、これは以下この条例に実効性を持たすためにいろんな制度とか実効性を持たす規定等を持っておりますので、その整理として、この間も若干御説明、御議論等をいただいているんですけれども、基本条例ですから余り細かなことまでは書かないだろうなというのが前提にあるんですけども、その中で普遍的で分かりやすい、それと基本になりますから最高規範性というのは言っているかなということ等、こういう形を条例の制度として考えないといけないと思っています。それから先程御議論いただきましたような細かな県民の責務とか責任とかいうのは個々の条例の論点と

してまたいろいろと浮かび上がってくるかと思います。それにつきましては、また次回の検討委員会の中で論点の確認と、どういう視点で個々議論を深めるかということで、こちらが次回以降深まっていくというか、広げていくというか、その中にまた具体論も入ってくるのかなというようなことを思っております。ですので、大体今現在は、議論だけでいきますとこういう形が想定されるのかなということで整理したものでございます。

高木座長 ありがとうございました。それでは、こちらのほうにつきましても資料をまず御覧いただきて、お気づきの点を指摘していただきたいと思います。上村委員からお願いできますでしょうか。

上村委員 この中で基本理念と条例を作るに当たって押さえていかなくちゃいけないのは、地方分権の進展というのが思いのほか速いスピードでいく可能性があるなと思っております。ある意味では京都府独自のというところを強く打ち出すのではなくて、一般的というのはちょっと語弊があって申し訳ないんですけども、ある程度新規性を重視して、府民の目線からしっかりと人間中心主義にという、少しこれからの大きな地方分権改革の枠組みの中である程度京都府のものを作つておくことが大切です。本当にこれを抜本的にしっかり考えようとしても、私、第1回のときにも申し上げたと思いますけれども、今、国と地方の関係がどういう枠組みで決まっていくとかというのがグラグラしている段階で決められないです。正直言って、自己責任や自己決定や一つの自治のあり方だとか言ってみても、それがもっと大きな分権論の中でどういう枠組みがされていくのかが分からないのに、抜本的な、根本的なところまで、そもそも地方自治とはというようなところで考えてみても、ある意味これは無理と言うと言い過ぎかもしれませんけれども、ちょっと想像がつかないところがあると思うんですね。むしろ大きな流れの中でもう一度それぞれの都道府県が独自な一つの自主性で行政運営をやっていくというその根本原則の基本理念となる条例があるのかないのかというところがむしろ大事なところで、それをとりあえずという言い方もいけないのですけど、作つておかないといけないと思うんです。大きな枠組みが決まってから京都府の独自性がどうあるべきかというのはその大前提が決まったところで詳細を詰めていきましょう。一たん作った条例の中で、いわゆる文言を増やすだとか減らすだとか、あるいはもう少しふさわしいものにしていくということもできるので、むしろ早く作つて、とりあえず基本理念は抽象的に流れたとしても作つておくというところが私は非常に大事な時期、タイミングなのではないかと感じます。ですから、この資料2というよりも、むしろ参考1の2ページの基本条例についての不必要論のところ、検討委員会も事務局もという観点から、目的・効果、特殊性、住民自治の熟度の点というのを見て、どれももつともではあるんですけども、でもこれがもつともであるかどうかということよりも、作つておくことの重要性のほうが優先順位では上ではないかということを申し上げたいと思います。ですから、ある意味少し抽象的に流れても作つておかないと、それよりもっと速いスピードで分権改革が進んでいくというときに、こういったものが間に合つていなかつたときのほうが怖いような気がいたします。

高木座長 京都府の独自性は余り追求しなくとも。

上村委員 もちろん独自性としてはあると思います。そこはやはり府民目線であるとか、今までの議論の中で。

高木座長 むしろユニバーサルな。

上村委員 ユニバーサルとか、そういうある意味いろんな解釈の中で応用はきくと思いますので、それは別にそんなものすごい特殊というわけでもなくて、ある程度応用のきく、ノーマライゼーションというとかなり踏み込んでいると思いますけれども、ユニバーサルは全然一般的にいかようにも応用できることもあると思いますので、そこは入れるとして、私は必要性、基本条例がとりあえず必要であると思います。これはやっぱり府県にマニュアルを作つておかないといけないという、そのところを強調したいと思います。むしろ不必要論があんまり出てくるとややこしいんじゃないかなと。不必要論よりも、むしろ時代の必要性のほうがもっと大きいと思います。

丘委員 今、上村委員は時代の必要性とおっしゃいましたけれども、会津若松でしたか、農業条例を作つて、しかもそれは食糧危機に対応するために完全に自分とこは自給自足するという方向性でできているんですね。最初にやり始めたのが新潟の上越市か何かでありますよね。やっぱり今後地方自治が進むに当たって、非常に目立つてゐる知事さんはたくさんいらっしゃいますけど、やはり京都らしさというよりも何か、今はどこの自治体も苦しいと思うんですね。はつきり言って倒れるか倒れないかの寸前のところもたくさんある中で、勇気を持つ一つの条例の理念の作り方というのは、それは京都らしさにつながるのかもわからないし、それは今の時流を考えた問題に対応するものもあるかもわからない。だからもし京都府が作るのであれば、何かそういうものが要るのではないかと感じたんです。多分会津だったと思うんですけども、例えば市の例で言いましたら、オイルショックか何かの冷え込んだときに、あえてすごい予算を取つて観光を強化したんですね。なんでこのときに観光を強化するのかというのは、実るのが数十年後実つてくるわけですね。5,000万人の目標はほぼ到達という形になってきましたけれども、やはり特に今までかつてない社会の変化が来ているときに、その基本条例の中に何かそういうものを入れておく必要性があるのじゃないか。それをするためには、先程の自治の問題にかかわつてくると思うんですけれども、そのNPOの参加の方法もかかってくると思うんですけれども、それぞれの地域、北丹・中丹・南丹・山城、それから京都市内において自治の個性であつたり特色であつたりとかは全く違うと思うんですね。だからやはりその個性をまずデータとして知ることから始めて、それで自治システムの中に何が足らないのか、何をサポートしてやらなくてはならないのかということ、今は双方をまず構築して、その上に時流に乗つた京都型というのは何かというのを見るのが必要だという気がいたします。

佐藤委員 分権が急速に進むというのは確かにそのとおりだと思うんですけれども、どちらかというと国のほうがしんどくなつて重荷を投げ出しているという形で進んでいくという感じなので、だからこそ余計に受け皿の側が必要だという認識は正しいと思うんですね。ただ、それが条例を大急ぎで作るということにそのままいくのではなくて、受け皿としての府民の心構えをどう作るかということがまずないと、条例を作るのは高木先生にお任せして、あとどこかの法学部を出た府庁の頭のいいやつを集めてやればすぐできてしまうと思っているところもあるんですけども、それでなんでいろんな方が参加してああでもないこうでもないと言つてゐるかというと、実は条例を作ること自体に意味があるのでなくて、条例を作るプロセスが大事だと思っているからなんですね。今丘委員が言われたみたいに、特定政策で特徴を持たせる形の拾い出しができるのならば、それも一つの方向性だなと思いますね。あるいはこれまで議論してきたような形で一般的な京都らしさ

はどこにあるのかというところから攻めていくというのもあると思いますね。ただ、それが我々の間だけの独りよがりにならないように、基本的には皆さんと話し合う中で何かを拾い出していかないといけないというのが何となく今の私の結論といえば結論なんですけれどもね。

吉田委員 細かな話になるんですけども、特に前文の2の新しい公を構築していく。

佐藤委員 これが大事、わけわからんでしょうけれどもね。

吉田委員 でも、NPOとしたら何となく期待が、今まで余り見ない言葉ですので、さんざん言われているのですが、京都府から言われたことが余りない言葉ですので、何かこの辺に期待していきたいのですが。私は京都らしさがもし入るものであるならば入れたい。言葉を持たないのでこれは無理かもしれませんね。新しい公を構築していくというところはかなり京都府と一緒に次の世代に生きて、働いて、京都府が市町村とともに魅力的に続していくような、そんな京都を作るためにはこれはすごくいいなと思っています。そういうものが入るということはどうなんでしょうか。

佐藤委員 いいと思いますよ。ただ、条例の文言の中に「新しい公」というのは使えないだろうと思っているという意味なんですかね。

吉田委員 この言葉自体はどうやろうと思っているんですけれども。

佐藤委員 これはすごい大事なんですよ。

吉田委員 そういうふうに次の世代に私たちが生きることも、働くことも、府民の喜びも、京都府も市町村もという形につないでいく、そういうところがあるといいなと思いました。

それから、余り不要論はよろしくないと私もちよっと口走ってしまいましたが、それを越えておかないと、次の府民交流会で府民の皆様のところに行ったら立ち往生してしまうな気がします。

土山委員 社会のあり方が変わっているというか、「新しい公」という言い方と「新しい公共」という言い方が両方1ページ、2ページに出てくるんですけども、行政と市民との関係を変えていこうということはすごくメッセージとして、言葉はともかく、入れるべきところだと思います。ずっと前にイチローが日産のCMに出て、変わらなきやと言ったのがあったんですけども、そのときからみんな変わらなきやと思っているんだけれども、でもどう変わっていったらいいのかを余り示されてこなかったということがあるんじゃないかな。その過程の中では小泉政権があって、あれも変えるという言い方で出てきたんですけども、じゃそれはどう変わったのかという部分がある。今、逆にその問いかが問われていると思いますけれども、変わらなきやというときに、どういうふうなものを目指して変えていくのだということが、恐らく吉田委員がおっしゃられた期待が持てる部分。新しい公、新しい公共という言葉自体にはいろいろ思うところがあるのですけれども、じゃそれはこれまでとどう違うのか。それを実現するためにどうするのかということが恐らく期待される部分としてあるのだろうと思っております。

反対論について、やはり初めてこういうことを考えているんですけど説明しにあがると、やっぱり多くの方がこう思われるだろうなということが反対論の中に並んでいます。それに対して私たちがどう答えるかということは、やっぱり必要性のところから整理しておく必要があるし、その意味では今回の資料には幾つかの答えに対応している部分になってい

るなと思いました。

京都府としてのあり方というところで言いますと、京都府がやるのはこのあたりのことなんですよ。国がいろいろ放り投げて分権が下りてきていますけれども、京都府がやるのはこのあたりのことなんですよ。このあたりのことをこういうふうにやっていくんですよということを書くのがこの条例なのかなというふうにちょっと思っておりまます。何をやるかというのは多分個別の条例で書くことになると思いますが、分権でこうなっているところで、このあたりのことを京都府はやります、それをこういうふうにやります。京都府らしさをどこで出すかというのは、やっぱり京都府という地域の中でそういうところに対する課題だとか、あるいは地勢的に南北に長くて、真ん中のところに政令市が1個あって、こちら側にはいろんな事情があり、こちら側にもいろんな事情があり、その事情や課題に応じて、じや広域の自治体である府がやれることはこううことなのかなということを書いていけば、それはやっぱりそのこと自体が京都府らしさになるのかなという印象を持っています。

高木座長 その場合に一つ問題があります、前文の二つ目の丸でポツが3つある最初、「先ず、府民が自ら行い、できない部分を行政（市町村、さらに府）が補う」。これは府民が自ら何を行うのですか。ここがちょっとあいまいなままですね。

佐藤委員 地域力再生につながるコンセプトですよね。

高木座長 だから神奈川の条文だと、「県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が主体的に行う公共的な活動」、こういうものをイメージして、民間公共活動というカテゴリーを作っているんですね。そのところを分担するというつくりになっているんですけれども、ここで整理されたのは、まず府民が行うというのは、府民が自分の私的な事柄を行う、これはいいのですが、そのほかに公共的な活動もまずは自分たちでやらなくてはいけない、こういう意味があるのですか。

高嶋政策企画部長 よく言われるのは、自助・互助・共助・公助という順番でものを考えていくことだろうと思いますけれども、特に戦後経済成長の間は、社会にひずみ的なこととか、地域間格差とか、首都間格差というんですか、そういうことを全部行政が制度でサポートしていくような社会でずっと来ましたよね。それだとやっぱりある意味変なお任せ民主主義みたいなことにもなっているし、地域で昔だったらお互いに縛りで助けたことまで行政がかまっていくというようなこともあるんじゃないかな。いや、そうじゃないでしようということから一つは来ているのだろうと思っております。

高木座長 そのときに、まず自助はいいですけれども、互助、お互いに助け合いなさいということを行政が決めていいのですか。

佐藤委員 上から言われたくないような感じがしますね。

高木座長 だから、本来は税金を払っていれば、自分でできることを公でやってくださいというのが基本的な仕組みだったわけですね。それをお金がなくてサービスが提供できないから、自分たちでまずやってくださいというふうに投げ返しているという構図があるんだけれども、その議論というのはまだ尽くされていないように思うんですね。それであるのに、自治基本条例なりを作るときにそういうものを原則として書くということが果たしてできるのか。京都府民がそれを選択するというのならそれはそれでいいんですけども、今回は知事部局の提案としてそういうものを出すという、筋書きがどこから来て

いるのかがちょっと気になるんですけれどもね、そこはいかがでしょうか。

高嶋政策企画部長 知事が申している「人・間中心」は、あれは単に言葉として言っているんじやなしに、やっぱり最後は人と人の縛りというのですか、制度が整っていようが、人ととの間が温かいものになっていなければ、例えば地域も住みやすい社会にはならないわけで、そういうことも含めて言っていると思いますし、そういうことの一つの施策として地域力再生みたいなことでやっておりますので、何でもかんでも別に高負担・高福祉というような選択を日本はしているわけでもありませんし、地方自治体も今の中で選択できるわけではありませんし。

高木座長 そこがまさに議論になるところで、教育についてこの前、明日の京都で議論したときに、子どもの教育というのは自立ができるようにしなくてはいけないという話だったんだけれども、果たして教育というのは子どもを自立させるためにやることで合意があるのか。子どもの中にはいつまでも親に頼りたいという子どももいるし、それも一つの生き方なわけですね。そのときに自立せよというふうに強制する、それが子どもの自主性を尊重しているようで、実は親の意思を強制していることにならないかというパラドックスがあるんだけれども、それと似ていると思うんですね。行政が市民との関係を考えるときに、福祉国家的に全部背負い込むというのが憲法の意味だったんだけれども、それでは持たないということになったときに、じゃ自立してくださいということで合意が得られるのかどうか、この辺はいかがですか。

佐藤委員 ソーシャルキャピタルみたいなものを大事にしましょうねという気持ちで書いてはるのだと思うんですね。そのところが新しい公の中身になっていくと思うんですけども、書き方を間違うと行政が責任を放棄しているととられかねないので、このあたりは、何となくコンセプトは聞こえているんですけども、下手すると戻ってしまうやんけみたいな部分ですので、丁寧な議論が要りますね。

高嶋政策企画部長 特に阪神・淡路の震災以降、やはり地域の縛りが非常にそういう災害のときに大きな力を発揮するとか、それから今の高齢者福祉でも、本当に独り住まいのお年寄りが増えたり、いわゆる限界集落みたいなところが増えて、やっぱりそういう行政としてセーフティーネットを張らなければいけないけれども、どうしても今の体制では手が及ばないところがございますね。そういうところをいかにみんなで住みやすい地域として支えていくか。ここはこの3つをまとめて読んでいただきたい、ちょっと文章的表現もあるかもしれませんけれども。

高木座長 そこが家庭の力が弱っているとか、地域の力が弱っているというときにどうするかということですね。そういうときに頼らないで自立できるところはいいわけですね。だけども問題はそうじやなくて、そこに力がないところをどうするのかというときに、この理念というか、補完性で書き切ったときにそこは支えられるのかという疑問があるんですけどもね。

高嶋政策企画部長 基礎的自治体、ちょうど市長さんもお見えですけど、かなりそういうことに今はパワーをさいておられるのだろうと思いますけれども、そこを広域自治体である行政が制度面、あるいは人材面を含めてどうフォローしていくかということが今後の都道府県に問われていることではあろうと思います。

高木座長 いかがですか。中山委員、来られたばかりで恐縮ですけれども。

中山委員 まず自らも踏まえてその部分ですか。

高木座長 まずは地元というか、基礎自治体でやってくださいという原則を打ち出して全体が持つのかということなんですね。

中山委員 基礎自治体という部分は、基礎自治体と広域自治体との関係で、そもそもその関係の中での基礎自治体というのはそこそこわかるんですけれども、今議論がございましたように、まず府民ということとの関係で、まず府民がということについてはおっしゃる議論は感覚的によく分かります。府の御提案も分かるんですけれども、何が引っかかりがあるかというと、書いてしまうと、じゃ今までではまず府民自らが行いということでなかつたのかということとの関係の整理も必要じゃないかなというふうに思うんですけれども。読み方、あるいは文脈の中の入れ方とか書き方よって微妙なニュアンスが誤解含みで伝わる可能性というのはあるんじゃないかなというふうには思いますけれども。

高嶋政策企画部長 今のは誤解がないようにお願いしたいんですけども、府が果たすべき責任の直接行政もございますから、それは市町村さんと連携してやるというのは当然のことです。ある分野の専門家を府が抱えて、府が直接サービスしていくということはたくさんあるわけですから、住民近接行政を全部市町村さんにということは全く私の言いたいことは違います。

高木座長 福祉なんかでも、キリスト教だとまずは教会がやっているとか、そういう議論がありますよね。それは日本では通用しない。まさにお寺というか、檀家制度を立て直してとか、さすがに新しい公の中にそういう発想は出てこないですか。

佐藤委員 それは行政の条例の中には書けないでしょう。

高木座長 そこまでは言わない。地域で支え合ってくださいということは含んでいるんですか。

佐藤委員 これは府がリーダーシップをとって社会资本を再建するという気持ちなんでしょうね。分かるんだけれども、それって条例にどう書くのという感じがするんです。

中山委員 今は世の中の状況が、弱者の方がどんどん出てくる、失業者、離職者、休職者の方がどんどん出てくるような状況の中で書いてしまうと、どっちかというと突き放すような、まず自分たちでやれよというようなニュアンスがちょっと強く出てしまうのじゃないかなと思うので、そういうことの中では、これは議論ですけれども、逆に府民自らが行うということに行政の側が寄りすぎていないかということの反省を含んだ上での書き方というのが強くなってくるような気がしますけれどもね。

佐藤委員 神奈川の条例で先ほど先生が指摘されたところですけれども、民間公共活動との連携協力という形で書いているんですね。だから、自助と言われているのは民間のサイドにいる人間が自分のことをやることですから、ここまでほっとけという話で済むわけですけれども、共助に踏み込むと民間の公共活動が入ってきますね。これに対して公の側がどういうスタンスをとるのかというのにはかなり議論が必要ところだと思うんですね。神奈川はどう扱っているのかがこれを読んでもよく分からないんですけれども。これは共助に対する書き方ですよね。どうしようかというふうに書いているわけでしょう。民間がとりあえず自らのことをやってくださいねと書いている感じがするんですけどもね、これは反発はないのかな。

土山委員 2ページ目の基本原則の丸の3つ目が「新しい公共」になっていて、前文の

丸の2つ目は「新しい公」になっているんですね。それぞれ区別されておられるのかなと思うんですけども、どう区別しておられるのか。これは特に深く突っ込むことではないんですけども、そこから類推するに、やっぱりできない部分という言い方ではなくて、公共的な課題の中で自治体の課題としてどのあたりを信託されているのか、自治体はどのあたりの課題に責任を持たなければいけないのかということなのじやないかと思うんですね。さっきも申し上げましたが、市民には自由な領域があって、そこは逆に踏み込んではいけないわけなんですよね。勝手にやっている部分があって、でも勝手にやりきれないところで、本当はそうなんですよね。結構踏み込みすぎていいろいろやってきているところがありますから、そこからは撤退しますというのは方向性としてすごくありだと思うんですね。でもその書き方のところが恐らく自治体というのはこういうことをやるんですよ、都道府県というのはこういうことをやるんですよ、京都府というのはこういうことをやるんですよというところがそうなのじやないか。そうすると、なるほどこのあたりは住民が自由にやる領域だからかわらないでねということなのだろう。多分そういうことをおっしゃろうとして、こういう書き方になっているということなのかなというふうにちょっと思いました。じゃ府民がやる部分と自治体がやる部分は何かという切り分けのところが逆に難しくなってきて、それこそ先程の大きい政府なのか小さい政府なのかという話とかかわってきますし、例えば府民が自ら行うというふうにあっても、地域によってやれる内容が大きく違ってくるんですね。そのときに、こういう書き方をすると本当にやれないところはどうなんだという話にならざるを得ないところがあって、それは実は本当はセーフティーネットでこういうふうに支えています。市町村が支えているところと府が支えているところと国が支えているところがあってという、それはデザインの部分だと思うんですね。それは多分本来的には総合計画とか行政改革の中で事業を精査していく中で出てくる回答だと思うんですが、ここで例えば書くとするのならば、京都府という自治体はこういうことをやる、こういうエリアが京都府にとってのメインのエリアなんですよ。それを公共と呼ぶのか、公と呼ぶのかは多分議論があるんだと思うんですね。なので、先に皆さんのがやってねという言い方ではなくて、このあたりが範囲なんだよということを明記していくということなのかなと思いました。

中山委員 土山先生のお話をさらに膨らませば、府民自ら行う領域には踏み込めないとても、その価値自体に対して肯定的にしながらということからすると、例えばまず府民自らが行うことができる環境を整備する。環境を整備するというのは行政の仕事だと思うんですね。だから半歩引いた形で行政の役割を書きながら、接点を持った形で書いていくやり方というのはあるんじゃないかなと思います。

丘委員 今の中山委員の意見に関してですけれども、「自ら行い」とポンと来ると確かに突き放されたという感じがあって、その前が重要だと思うんですね。整理をする。もう一つは、そういった意見を、要は発想を促すみたいなことですね。まず歩み寄りを一言入れておくということ、何かそういうのが要るのじやないかなと思いますね。

高木座長 あとはいかがでしょうか。京都の独自性を追求するのか、これは一つの選択肢ですね。ほかの府県も使えるようなものを目指すのか、それとも京都ならではのもの、上村委員はどちらかというとほかでも使えるようなもの、時代に合ったものという御意見だったと思いますけれども、いかがですか。

丘委員 今どっちでもと言いましたけれども、背景にあるのは実はそれが京都ならではにつながっていたんですね。町家はハイブリッド住宅であるし、それから京都の生活文化というのはいわゆる節約だというのは環境にやさしい生活でありということで、必然的に時代のニーズが京都に来たわけですね。例えばそういうものを府内に広げていったときに、何かそういうモデルがあれば、うまくそういう形での利用はできると思いますね。ですから、そこを探していくと何か京都ならではみたいなものが見えてくるのではないかと思います。

高木座長 そこで繰り返し問題になるのは、京都市はイメージがしやすいんだけれども、京都府になったときに、京都府らしさという意味がうまく言えるのかどうかですよね。

土山委員 先程チラッと申し上げたんですけども、地勢的な状況があって、そこに一つ政令指定都市があって、京都市というのはこういう部分で、こういう地域にこういう課題があって、ある意味その部分のこのあたりの課題が京都府の課題で、そこでは例えば府内の市町村さんがどういうふうな役割期待を京都府にしているかということがあってということを書いていくと、やっぱりそれは京都府的なものが入ってくるんじゃないかなという印象はあるんですけども。丘委員がおっしゃられた例えば暮らし方とか文化とかというのは、少なくとも環境や暮らしの方向性の現状認識もあると思いますし、そういう考え方じゃダメでしょうか。やっぱり課題は自治基本条例が対象とする範囲とかやり方とかを地域の課題や役割期待に即して織り込んでいくと、やっぱり京都らしい部分が逆に入っこざるを得ないんじゃないかなという印象もあるんです。そのあたりはむしろどうなんでしょうか。それともわりと自治体にいろいろあるように、前文のところでパンと風景みたいなものを書かなければいけないのかなと。多分京都らしさってそういうことではなくてもいいような気がしますけれども。

佐藤委員 加味と書いてあるから重要な柱でもないのかもしれませんけど。ただ、京都市の暮らしぶりが一つの規範になって丹後あたりに反映されているのかもしれませんし、あるいは逆に丹後から持ち込まれたものかもわかりませんし、そういう意味では文化的体制は結構強いですね。丹波あたりの产品も必ず京都市内の中のお菓子屋さんで使われたりしているわけですからね。だから発見的にやれば何か見つかりそうな気がするんですけどもね、らしさは。

高木座長 いかがですか。

中山委員 ここに書いてありますけれども、さっきの議論じゃないですけれども、府民、それから基礎的自治体とか、広域自治体とか、役割分担をしながら、あと役割を明確にしながら、そしてお互いの絆とかそういったことをしっかりとしていくということというのは、ある種「和」ですよね。役割分担をしながらというのは和だし、あるいは歴史的にも奈良と並んで和が出てきたところなんだろうし、地理的な南北の広がりの中でこういう条例が必要なほど一体的な運営を求められるというのは、そういう南北の広がりをどう求心力を持ってやっていくかというのも和だろうし、いろんな意味で個人の主觀ですけれども、「和」というのが京都らしさ、あるいは条例の趣旨、思想に込められた概念というのも「和」じゃないか。そんな感じがあるので、「和」という言葉にこだわらないですけれども、そういう雰囲気が出ると京都らしいんじゃないかなと思います。

高木座長 この前の明日の京都で教育について論じているときは、かつて京都府は西の

文部省と呼ばれていたという話がありましたけれども、東京と戦うというのは京都のアイデンティティーですね。京大はまさに打倒東大に燃えてやってきたわけですけれどもね。日本の中で京都というのは独特のものがある、そういうのを表に出すのがよいかどうか、これはまた一つ考えなくてはいけませんね。

佐藤委員 読めばじんわりと出てくるというような書き方が望ましいんじゃないですかね。

高木座長 余り自治基本条例のところでそれをぎらつかせるのは。

佐藤議員 むきむきで書くのは京都らしくないでしょう。

高木座長 言わないで示すというのは多分京都の文化の一番いいところなんじゃないかというのがありますね。それでは、いかがでしょうか。理念もそれぞれのものについてはこれからも詰めていく必要があろうかと思いますが、メニューとしてはこういうものが入ってきそうだということはほぼよろしいでしょうか。

それから、最後ですが、基本条例として位置付けるということで、用意される条文は大枠だけということですね。例えば住民投票の条文を置くにしても、府民による投票を実施することができるという一文だけで、具体的にどういう制度かというのは別途条例を作るということになるわけですね。

森下企画総務課長 基本条例ということを意識しすぎて条例にすべての制度が入ってしまうと、基本条例でなくなってしまうという思いがあるんですけれども、これにつきましてはまた各条項の議論をする中で、基本条例と言いながらもやはりここまで盛り込むべきということになりましたら詳細まで入るでしょうし、やはりそれぞれの条例に委任しようとか、新しい制度に委任しようということになりましたらそこは省いていこうということになるのかなと。府民との共有ということを強く意識するのであれば、余り複雑怪奇で読みづかんと分からぬというのもどうかということもありますので、大枠はこういう形で進めてはどうかなと。ただし、この議論も個別の条例に細かく書くから議論を省きましょうというのではなくて、そういうことも念頭に置きながら議論して、ただし基本条例にはここまでを書いておきましょうということになると思いますので、全体的な議論が必要かなということで事務局としては考えております。

高木座長 最後ですけれども、この資料の3の一番最後のところに実効性を備えることと書いてあって、一定の制度・手続を規定上整備する。この中身ということで、基本条例はシンプルなものにするにしても、それと同時とか、あるいは近い将来に具体的な制度についての条例も作るということになりますか。

森下企画総務課長 少なくともこの条例が基本体系には最低なるのだろうなと。その体系の中で各制度の見直し点検、また補充等が出てくるのかなと思っておりますので、今の想定ではそういう形。ただ、これも別に事務局だけで一方的に決めませんし、当然委員会での検討状況、また府民の意見も聞きながら、どこまでやるのということがこれから深まると思っております。

高木座長 議会の意思として基本条例を作るときに、当然絵に描いたもちではだめだから、具体的な制度を何年以内に作りなさいという決定をするということは考えられるということですかね。

高嶋政策企画部長 ものにもよると思います。例えば神奈川の条例でいきますと、情報

公開なんかが書いてございますね。これは明らかに情報公開条例が先行しておりますので、そういうものはそういう手続は要らないかなと。あとは行政手続についても書いておられますけれども、これは行政手続法という法律が別にございますので、その精神を遵守するところでいいのか、あるいは京都府として行政手続の何か上乗せ的なことを書くのか、多分内容によるのだろうと思います。それから例えば環境のことについて少し触れようということなら、既に環境を守り育てる条例がありますので、ちょっと個別にそこら辺は議論いただければと思います。

高木座長 いわゆる最高規範性というときにほかの条例との関係が問題になる。

それでは、(2)のところは一応まとめができたということで、残っております議題ですが、②の府民の参画と意見聴取を進める取り組みについて、これについて事務局のほうから資料の説明をお願いします。

森下企画総務部長 論点②のほうの府民の参画と意見聴取を求める取り組みでございます。資料4でございます。この委員会でも若干アウトライン的な議論はいただいたんですけども、この間事務局としましても、効果的に進めるために枠組みを見直してみたらどうかなということで検討してまいりました。最初基本条例の検討のためのシンポジウムを先行していこうかなと思いましたけれども、今回の議論の中に出ましたように、具体論的なものも含めて議論しないとなかなか詰めにくいかなということもありますので、府民交流会という形にしておりますけれども、府民向けのシンポジウムは明日の京都と一体の中で議論を深めていくべきかなということで、長期ビジョンの検討、中期計画の検討とあわせて基本条例の検討も府民の方々に意見等を聞いていくという取り組みに仕組みを変えたいと思っております。

開催時期につきましては、また別途委員の皆さんとも調整しながらということですけれども、できるだけ早くこの取り組みも進めていきたいということで、また具体的な詰めもやっていきたいと思っております。

それから、開催場所のほうですけれども、今も御意見出ましたように非常に多様な地域ですので、基本的には4広域振興局管内ごとと、あと市内でということを基本にしてはどうかなということで考えております。

それから、開催のイメージですけれども、これも当然長期ビジョン、府民から見てあるべき理想像、またあるべき行政というふうな大きな視点からかみ砕きながらそれぞれの基調講演を行い、パネルディスカッション、あとフリーな意見交換ということで、府民の生の声もお聞きするという仕組みで考えております。

それと、2番目のほうなんですけれども、京都府ではアクションプラン等の検討委員会で500人委員会というのを設けておりますので、これだけではないんですけれども、広く、また具体的な意見も聞きたいということで、アンケートみたいなことも行ってはどうかなと考えていますし、また中山市長も御参画いただいておるんですけども、最終的には府内市町村いろいろなところにも意見聴取をしながら詰めていく必要があるかなということで、大枠はこの3点で進めていこうと思っております。詳細等については、御意見等をいただきながら詰めていって、具体的にその取り組みを進めていこうと考えております。

高木座長 いかがでしょうか。全体の中で盛り上げていって、そこからおのずと条例を作るべしという話になればとよいという希望ですね。そこまで結び付くかどうかがなかなか

かやつかいなところですが、地域づくり、住民の参画、府民が望む府のあるべき姿ということですか。

高嶋政策企画部長 広域振興局が4つございますけれども、それぞれ地域振興計画といふものを持っております。これも明日の京都と一緒に改定時期がきますので、それはそれでまた地域の振興局長、首長さんとか、皆さんと意見交換をしていくのだろうと思っております。

井上企画監 できればこれと一緒にというふうに考えているんですけども、若干作業が遅れていますので、場合によっては4つの広域振興局については別での意見聴取になるかもしれません、できれば一緒にということで今調整はしています。

高木座長 ここの500人委員会というのは何ですか。

井上企画監 先程の話にも関連するんですけども、京都府では新規施策を検討する場合にアクションプラン形式といいまして、これはやり方がどういうことかといいますと、従来は委員会を作つて御意見をいただきて、年度末に報告等をいただくという形でやっていたんですが、これでは予算の関係上、実行されるのが年度的に1年先になるということから、時期的に早くやろうということで、4月から議論を始めまして、夏ぐらいまでには一定の方向性を出して、秋の翌年度予算の議論に乗せていくこうという形で、日程的には早くやって、翌年度の当初予算に組み込むということが1点。それからそれを議論するのに、内部委員会でなくして、府民の皆さんに広く参加をいただき、外部の方々の意見をいただいて進めるということ。そのアクションプランがたまりにたまりまして、これまで委員として参加していただいた方が延べ500人となり、それらの方々を500人委員会という形で組織しまして、今回の条例なり、ビジョン検討に対して意見を出していただく組織として御協力いただければというふうに考えています。

高木座長 よろしいでしょうか。ほぼ時間がまいりましたので、それでは、次回以降の予定について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

森下企画総務課長 御熱心な御議論ありがとうございました。

第5回目なんですけども、3月の中旬から下旬にかけて日程調整をしまして開催したいと思っておりますので、また皆さんのところには調整等をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第5回目の会議につきましては、今日の全体の議論が深まったのかなということで、取りまとめをしたいと思っておりますし、また途中で出ましたけれども、この条例の提起は京都府側がしておりますけれども、条例はあくまでも府民の条例でございますから、そういう条項にかかる大きな枠組みのところ、例えば主語をどうするのかとか、そんな議論が出てくると思いますので、そういうところの論点の確認をしたいなど。それと、その論点の検討の視点をまとめていきたいなということを今想定しておりますので、座長とも調整しながら詰めたいと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

高木座長 それでは、本日はありがとうございました。